

そのトラブル スマホで解決！ 民間総合調停センター

全国の各弁護士会で〇〇紛争解決センターといった名称でADR機関(弁護士会ADR)を設置していますが、大阪では、**弁護士会が、各士業団体、自治体に呼び掛けをし、協働してADR機関を運営**しています。

その結果、下記のとおり**多数の各種専門家が和解あっせん人候補者**となっており、あらゆる民事紛争に対応できる体制となっています。申立てがあれば下記候補者から**弁護士1人以上を含む和解あっせん人3人が選任**されます。

一事件につき下記候補者から3人の和解あっせん人が選任されます。

弁護士	… 232人	社会保険労務士	… 11人
司法書士	… 33人	公認会計士	… 15人
土地家屋調査士	… 7人	税理士	… 9人
不動産鑑定士	… 23人	消費生活相談員	… 26人
宅地建物取引士	… 44人	医師	… 14人
マンション管理士	… 5人	歯科医師	… 3人
一級建築士	… 21人	臨床心理士	… 15人
社会福祉士	… 4人	学	… 4人

一方、和解あっせん人3人が選任されながら、**申立手数料は1件1万円、成立手数料も解決額に応じて1万5千円～、期日手数料はありません**ので、低費用となっています。

代理人として「民調」を利用いただくのはもちろん、**本人申立ても可能**ですので法律相談等でご案内ください。

なお、**相手方の応諾率は63.6%**、不応諾事案を除く応諾事案の**和解成立率は51.5%**、不応諾事案を含めても**32.8%**です。2022年4月からは**Zoom**または**Skype**による**オンライン期日開催も可能**になりました。

民調のホームページには、申立書の書式や記載例、和解あっせん人候補者の名簿などもありますので、ぜひご覧ください。

<https://www.minkanchoitei.or.jp>



QRコードで
簡単アクセス！

公益社団法人民間総合調停センター

06-6364-7644

お問合せ時間
平日 午前9時～午後5時
※正午～午後1時は除く

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館1F

民間総合調停センターとは？

「民調」(みんちょう)とい
います。裁判外紛争解決手
続の利用の促進に関する法
律(ADR促進法)に基づき、
**法務大臣の認証を受けた認
証紛争解決機関**です。



かいけつサポート

認証紛争解決サービス



かいけつばめ
アドル(ADR)